

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年7月4日
【会社名】	日本製罐株式会社
【英訳名】	NIHON SEIKAN K.K
【代表者の役職氏名】	取締役社長 馬場 敬太郎
【本店の所在の場所】	埼玉県さいたま市北区吉野町2丁目275番地
【電話番号】	大宮局 (048) 665-1251 代表
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 日野 剛健
【最寄りの連絡場所】	埼玉県さいたま市北区吉野町2丁目275番地
【電話番号】	大宮局 (048) 665-1251 代表
【事務連絡者氏名】	経営企画部長 日野 剛健
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成29年6月29日開催の当社第112回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成29年6月29日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金3円とする。

第2号議案 株式併合の件

当社の発行する普通株式について、10株を1株に併合いたします。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端株数に応じて交付いたします。

株式併合が効力を生じる日

平成29年10月1日

効力発生日における発行可能株式総数

4,900,000株

第3号議案 定款一部変更の件

第2号議案「株式併合の件」の承認可決とその効力発生を条件として、発行済株式総数の減少に伴う発行可能株式総数の適正化を図るために、現行定款第6条（発行可能株式総数）に規定されている発行可能株式総数を4,900万株から490万株に変更いたします。

同じく第2号議案「株式併合の件」の承認可決とその効力発生を条件として、当社株式の売買の利便性の改善とそれによる流動性の向上を図るため、現行定款第8条（単元株式数）に規定される当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

現行定款第6条（発行可能株式総数）及び第8条（単元株式数）の変更の効力は、株式併合の効力発生日に生ずることとする附則を設け、株式併合の効力発生日経過後は、これを定款から削除いたします。

第4号議案 取締役7名選任の件

取締役として馬場敬太郎氏、須賀章二氏、田中優氏、土屋昭雄氏、高木聡氏、高橋俊彦氏、御園慎一郎氏を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として田中 聡氏を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	8,572	23	0	(注)1	可決 99.73
第2号議案	8,575	20	0	(注)2	可決 99.77
第3号議案	8,573	22	0	(注)2	可決 99.74
第4号議案				(注)3	
馬場 敬太郎	8,527	68	0		可決 99.21
須賀 章二	8,527	68	0		可決 99.21
田中 優	8,527	68	0		可決 99.21
土屋 昭雄	8,527	68	0		可決 99.21
高木 聡	8,527	68	0		可決 99.21
高橋 俊彦	8,527	68	0		可決 99.21
御園 慎一郎	8,527	68	0		可決 99.21
第5号議案	8,530	65	0	(注)3	可決 99.24

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上